

# 川口市狭あい道路拡幅整備助成金交付制度のご案内

## 後退用地と隅切り用地の寄付※に対し助成金を交付します！

※一定の条件があります

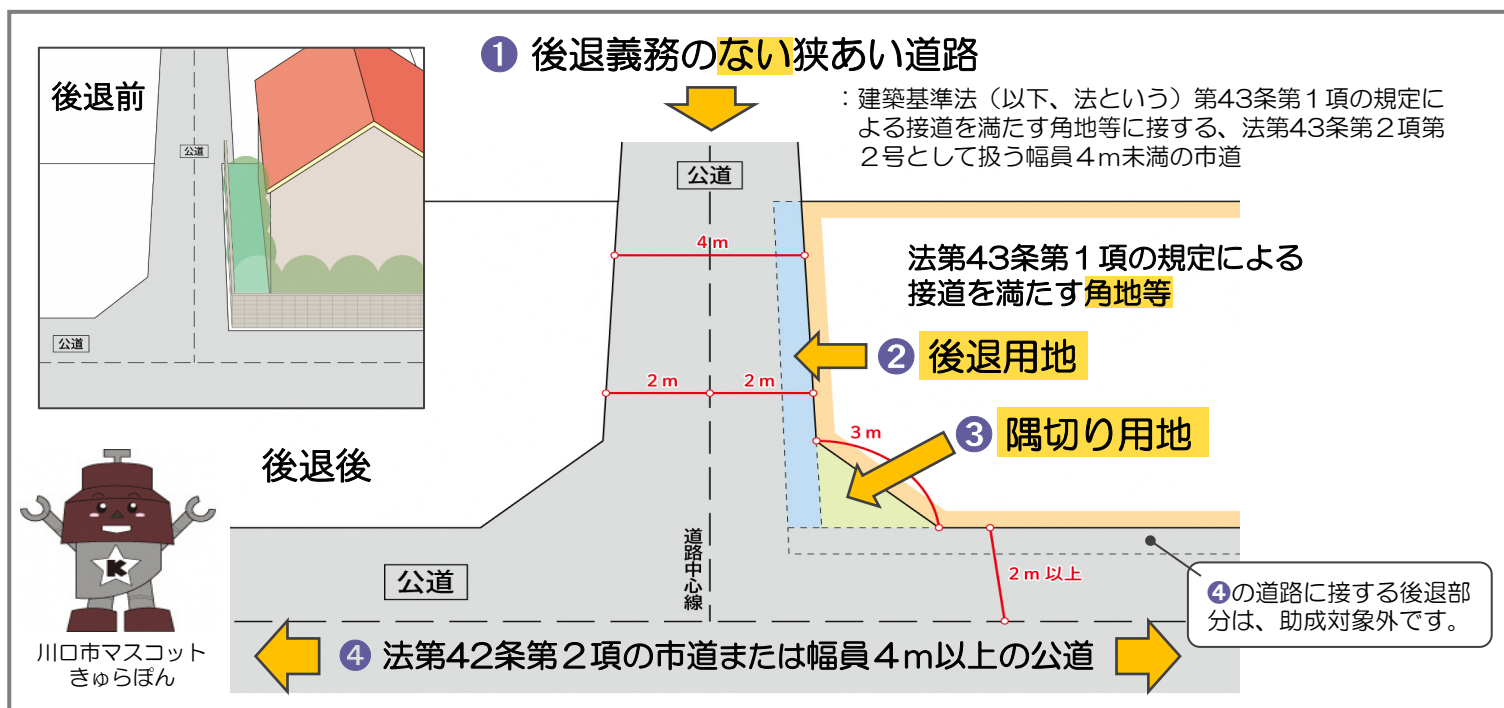
後退義務のない狭あい道路の拡幅整備を促進するため、①後退義務のない狭あい道路に接する角地等について、①の道路に接する、②後退用地及び③隅切り用地を市に寄付いただいた土地所有者等に対し、予算の範囲内で以下の助成金を交付します。

寄付に係る分筆登記に対する助成金

支障物撤去に対する助成金

道路拡幅協力に対する助成金

隅切り設置協力に対する助成金



## 交付する助成金

※後退用地及び隅切り用地における門、塀、樹木等（地中物を含む）の撤去をいう。

寄付に係る分筆登記に対する助成金

**対象**

後退用地・隅切り用地の調査、測量、分筆、及び登記にかかる経費

**助成額**

助成対象額の2/3 かつ

上限 **35万円**

支障物撤去に対する助成金

**対象**

後退用地・隅切り用地における支障物撤去工事にかかる経費

**助成額**

助成対象額の2/3 かつ

上限 **30万円**

道路拡幅協力に対する助成金

**対象**

後退用地を寄付することに対する対価

**助成額**

後退用地面積 × 固定資産税路線価

上限 **95万円**

隅切り設置協力に対する助成金

**対象**

隅切り用地を寄付することに対する対価

**助成額**

隅切り用地面積 × 固定資産税路線価

上限 **25万円**

交付には条件があります。詳しくは下記にお問合せください。

助成制度についてのお問合せ先

川口市 都市計画部 建築安全課

TEL 048-242-6344

# 助成金交付の流れ（土地所有者の手続き及び提出書類）

## ① 事前相談

✓まずは事前にご相談ください。

### 【提出書類】

「道路調査願」（※未提出の場合）（道路維持課）  
「狭あい道路拡幅整備助成金事前相談票」（建築安全課）

## ② 助成金交付申請

✓適合通知を受ける前に契約、分筆、工事を行わないでください。

### 【提出書類】（建築安全課）

「狭あい道路拡幅整備助成金交付申請書」

（川口市） 審査・調査・助成金交付適合通知

## ③ 道路境界確認申請

✓道路境界確認には通常2か月前後がかかりますので、早めの手続きをお願いします。

### 【提出書類】（道路維持課）

「道路境界確認申請書」

（川口市・土地所有者） 現場立会い

（土地所有者） 道路後退杭の設置



## ④ 後退用地等の分筆

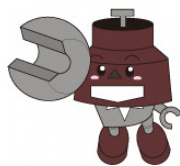
✓抵当権等があれば抹消し、後退用地等を分筆します。



## ⑤ 支障物の撤去

✓後退用地等の支障物の撤去を行ってください。

## ⑥ 寄付承諾書等の提出



### 【提出書類】（建築安全課）

「狭あい道路後退用地等寄付承諾書」  
「登記原因証明情報兼登記承諾書」  
「道路後退概要書」  
「狭あい道路拡幅整備助成金実績報告書」

（川口市） 調査・所有権移転手続き・助成金交付額決定

## ⑦ 助成金の請求

### 【提出書類】（建築安全課）

「狭あい道路拡幅整備助成金交付請求書」

（川口市） 助成金の交付手続き

## ⑧ 助成金の受領

（川口市） 後退用地等の整備